“安保3文書改定”
・戦争遂行国家へまっしぐら！

「世界中に平和と繁栄をもたらせるのはドナルドだけ」と米国の対中国包囲網戦略にどっぷり浸り「台湾有事は存立危機事態」と発言し反中国の軍事＆経済戦略と監視社会へ向けて突っ走る高市政権が“国論を二分する国の根幹にかかわる重要政策の大転換”を白紙委任を受けたかの如く展開し始めています。

具体的には①10兆6000億円の軍拡防衛関連予算を成立させ、②防衛装備移転３原則・運用指針の改定による武器輸出の全面解禁（4/21閣議決定）、③「第７期科学技術・イノベーション基本計画」3/27閣議決定、④経済安全保障推進法改正法案、⑤OTC類似薬の一部を保険適用から外す健康保険法改正法（社会保障の大幅カットで国民負担増）、⑥スパイ防止法体制の第一段階「国家情報局・情報会議設置法」でインテリジェンス機能強化、⑦個人情報保護法改正法案で個人情報利活用推進・要配慮個人情報をもAIと統計等で“本人同意不要”で勝手に使える、⑧衆議院憲法審査会で緊急事態条項のイメージ案を出して憲法改正審議の推進、⑨国旗損壊罪（内心の自由と表現の自由に国が介入国家主義へ）創設へ、・・・そして⑩2022年12月に閣議決定した安保３文書（米国の世界戦略に従い日本が日米軍事・経済一体化：国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画）をさらに強化すべく前倒しでの改定作業に入りました。第一回有識者会議（4/27）で高市首相は「改定は国家の命運を左右する重要な取り組み」と訴えました。

輸出解禁・護衛艦「あぶくま」

まさに2015年安倍政権の安保法制で「戦争ができる国」に、2022年安保３文書で「戦争する国」に、そして2026年のいま安保３文書改定で「戦争遂行・戦時体制国家」へ進もうとしています。

戦争遂行体制への具体策を見てみましょう。

Ⅰ、武器輸出の全面解禁（4/21）：平和国家を崩し「死の商人国家」へ

「武器の輸出をして金を稼ぐほど落ちぶれてはいない。もう少し高い理想を持った国として今後も続けていきたい」（1976年宮澤喜一外相）の発言内容を聞いても高市首相は「今は日本を取り巻く情勢が厳しいものになっている・・・時代が変わったと感じる。経済成長にもつなげる。」と閣議決定だけで武器輸出を全面解禁しました。

解禁した内容は

○“救難・輸送・警戒・監視・掃海”に限定していた５類型を撤廃し殺傷能力ある武器輸出の全面解禁です。戦闘機・護衛艦・潜水艦も輸出可能に。

○これまで「国際共同開発・生産する場合には相手国に輸出は可」としていた

が第三国にも輸出できることになりました。
○殺傷能力のある武器輸出は日本と「防衛装備移転協定」を結ぶ国（17か国）に限定と言うが政府が協定を結べば可。
○現に戦争が行われている国へは輸出は原則“不可”。だが「我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある」と判断した場合は例外的に輸出できる。（国際法違反でイランに武力攻撃している米国には？特段の事情か）
○「国会の関与」は、国家安全保障会議で武器輸出を決めた後に国会に通知するだけ。米国では「一定の金額を超える武器輸出は連邦議会への通知や審査が必要。議会が輸出禁止の決議を採択した場合、輸出許可を発行することができない」のに日本では国会でのチェックは全くなしです。

政府は今回の武器輸出全面解禁の理由と意義について語ってます「防衛装備移転の推進により共通の装備品を運用する同志国等を増やし、強固な防衛産業を保持し拡大することは有事に必要な継戦能力を支える生産能力を国内で確保することでも大きな意義を有する」と。
まさに経済成長と安全保障の好循環、防衛産業が経済成長の要（危機管理投資）といった国の基本方針の下での武器輸出の全面解禁です。
それゆえ同時に提出された「第７期科学技術・イノベーション基本計画（3/27閣議決定）に“科学技術と国家安全保障の有機的連携”が掲げられ、経済との好循環をかかげて投資すべき分野に防衛産業を位置付け、殺傷能力のある武器輸出の解禁に踏み切った決定も連動するのです」（朝日新聞5/9）
決定してすぐに小泉防衛相がフイリピンで海上自衛隊の退役する「あぶくま」型護衛艦の輸出に向けて協議に入りました（5/5）
武器輸出に対して多くの人々が「輸出された日本製の武器により国際紛争が助長され、兵士や市民が殺害される事態を招く危険性が大幅に高まる。憲法の恒久平和主義に基づいた平和国家としての日本の在り様を根本的に掘り崩す」（日弁連）と強く反対しています。

Ⅱ、「国家情報局設置法」は国民監視機関：戦争への道を開く

旧統一教会・国際勝共連合の悲願である（1985年廃案）スパイ防止法を何としても制定したい高市政権はスパイ防止法体制の第一段として国民監視の「国家情報局設置法（国家情報会議設置法）」を5/27成立させました。
国家情報局設置法は現在の縦割りの諸情報機関の情報収集を一元化、総合管理のための「組織法」なので、何ら国民の権利義務を拡大するものではありませんと政府は説明してますが、法２条でその目的を規定しているように“国みづからスパイ行為をしていく（重要情報活動）＆外国のスパイ防御のため防諜する（外国情報活動への対処）”ための情報機関を作っていくものです。

本法によって内閣に設置される国家情報会議とは重要情報活動＆外国情報活動への対処に関する重要事項を調査審議する内閣総理大臣が議長の機関です（2条）。この事務局として国家情報局が内閣官房に設置されます（附則で内閣法の改正）。

国家情報局は今の内閣情報調査室を格上げして国家安全保障局（会議）と同格になり、警察庁（公安）・公安調査庁・外務省・防衛省（自衛隊情報保全隊）などが収集した情報を集約し分析する総合調整する権限が付与されます。

それゆえ海渡弁護士が指摘するように「戦前の内閣情報局（新聞などへの検閲）＋特高警察＋憲兵のような機能を果たす機関」になり、国民の行動・情報を監視するためのインテリジェンス機能が強化された危ない組織です。

後藤田正晴氏はかつて新たな政府の情報機関の必要性を問われ「今の政府、政治でコントロールできるかとなると、そこは僕も迷うんだ」と情報局の問題点を指摘していました。

国家情報局設置法の問題点としてⅰ）組織法だけでも情報収集・監視されてしまう。ⅱ）権限集中の危険性。ⅲ）既存情報機関の問題点（大垣警察署市民監視事件・自衛隊情報保全隊市民監視事件）が何一つ解決されていない。ⅳ）立法事実がない（スパイ天国ではない）。ⅴ）スパイ防止法は敵国を想定し戦争遂行のためのもの（平和憲法下では許されません）。ⅵ）警備・公安警察の権限拡大。ⅶ）ツワネ原則からも「情報局による情報収集の限界の法制化」「政治的中立性」「独立した第三者機関による監督装置」が必要。等が指摘されています。

こんなに多くの問題がある法案なのに多くの国会議員の賛成（まるで大政翼賛会）で成立し、今後2027年にスパイ防止法体制が作られていきます。

〇外国代理人登録法案：外国政府等のために日本国内で政治活動をする人・団体に登録を義務付け。貿易や友好会で関係を持つ日本人も（？）。罰則あり。

〇スパイ養成機関を作り仮装身分の要員の保護法も：戦前の陸軍中野学校？

〇「対外情報庁」：米国のCIA は非公然準軍事オペレーションをも実行。これがインテリジェンス機能の本質です。

小笠原みどり氏は指摘します「スパイ防止法案から見えてくるのは米国に倣ったスパイ機関創設です。うり二つの内容です。」「ファイブアイズが作る諜報体制に日本が奉仕する内容になってます。」「内閣情報調査室を局に格上げするとか外国の代理活動する人たちに登録を義務付けるとか、要するに国内の監視体制の強化です」と。

ですから「厳罰化し、国民や外国人を徹底監視、政府の政策への反対、戦争反対と言う人々をスパイとして取り締まっていくのです」（海渡弁護士）

戦争への道を開くスパイ防止法制定に反対しましょう。

Ⅲ、安保３文書改定は戦争遂行・戦時体制へ

軍拡予算・武器輸出・軍産学官複合体経済社会・スパイ監視密告社会への法制化が進んでいる中での安保３文書の前倒し改定です。高市首相は「第一回総合

的な国力から安全保障を考える有識者会議」で語ります。

「今やこれまでと全く違う国際情勢の真っただ中にある・・・インド太平洋では中国・北朝鮮の軍事力の増強・・・」「AIや量子技術など技術の革新的進歩が安全保障の決定要因となってます。防衛力の抜本的強化を主体的に進めていかなければなりません。そして**外交力と防衛力を経済力、技術力、情報力、人材力と有機的に連携させて日本の「総合的な国力」**を徹底的に強くしていくことが大事です」

「新しい戦い方への対応や長期戦への備えを進めなければなりません」「先端技術の活用や有事にも耐える防衛装備品のサプライチェーンの強靭化など防衛産業基盤の刷新も課題です」と。

自民党安全保障調査会も提言案を出しています（5/25）。

「日米共同作戦計画」日米一体化

○無人機・AIなどを活用した新しい戦い方。継戦能力の確保。

○中国は南西諸島周辺の活動と、第二列島線に至る「西太平洋」における運用能力を向上させている。「経済の武器化」を先鋭化している。これに対応する防衛体制の強化＝太平洋側のレーダー配備、硫黄島の港湾整備など・・・

○日米同盟が基軸。多国間協力強化。

○自国防衛の国家意思を明確にし覚悟と決意を示す。

○長距離ミサイルを運用する潜水艦を、次世代の動力（原子力）の活用を含めて検討。

○科学技術は国力の源。経済安全保障上の重要技術への支援。

○インテリジェンス機能強化。

○NATO・豪州（GDP3．5%～3%）を参考に防衛予算を検討。

○5年以内に防衛装備・体制の両面において防衛力の変革を成し遂げる。

○「非核三原則」について提言していないが、有識者会議では「見直し」議論

「総合的な国力を・・・」と語る内実はまさに高市版富国強兵そのもの。経済も軍事も社会もすべて“戦争遂行・戦時体制”へと導こうとしています。国の在り様が全く変わってしまいます。

このまま流されてはいけません。市民一人一人が声を上げ（「#ママ戦争止めてくるわ」）日本国の平和憲法の理念にのっとり“軍事力によらない安全保障”の可能性に光を当てましょう（平和構想提言会議）。北東アジアの平和構想を創り上げていきましょう。

武力でなく“個人の尊厳を尊重する、格差と貧困・差別のないケアを中心の社会”を作ることこそ人々の安全保障です。

＊**「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫　445-9144**